

協議第44号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	8 議会議員の定数及び任期の取扱い
<p>1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。</p>	

「協議第44号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	8 議会議員の定数及び任期の取扱い
調整の内容	<p>1 忠類村の議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第2号の規定を適用し、幕別町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き幕別町の議会の議員として在任するものとする。</p> <p>2 合併後最初に行われる一般選挙については、定数を20人として2町村を単位とする選挙区を設けるものとし、選挙区ごとの定数については、幕別町18人、忠類村2人とする。</p>

8

区分	現 況					
	幕別町	忠類村	合 計			
議員定数	条例定数	22人	条例定数	10人	条例定数	32人
	現員数	22人	現員数	9人	現員数	31人
	法定定数	26人	法定定数	12人	法定定数	38人
					新町の法定定数	26人
任期	平成15年5月1日 ～平成19年4月30日		平成13年9月10日 ～平成17年9月9日			
選挙人名簿登録者数	20,361人		1,517人		21,878人	
選挙区定数と1票の格差	(定数20人の場合)					
	区分	幕別町	忠類村	合 計		
	選挙区定数 a	18	2	20		
	H12国調人口 b	24,276	1,804	26,080		
	定数あたり人口(b/a) c	1,348.7	902.0	1,304.0		
1票の格差			1.5			

議会議員の定数及び任期に関する法令

○地方自治法(昭和22年法律第67号)

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

- 1 人口二千未満の町村 12人
- 2 人口二千以上五千未満の町村 14人
- 3 人口五千以上一万未満の町村 18人
- 4 人口一万以上二万未満の町村 22人
- 5 人口五万未満の市及び人口二万以上の町村 26人
- 6 人口五万以上十萬未満の市 30人
- 7 人口十萬以上二十萬未満の市 34人
- 8 人口二十萬以上三十萬未満の市 38人
- 9 人口三十萬以上五十萬未満の市 46人
- 10 人口五十萬以上九十萬未満の市 56人
- 11 人口九十萬以上の市 人口五十萬を超える数が四十萬を増すごとに8人を56人に加えた数(その数が96人を超える場合にあっては、96人)

3 第1項の規定に基づく条例により定められた定数が人口の減少により前項の数を超えることとなつた市町村においては、その超えることとなつた日前にその期日を告示された一般選挙により選出された議員の任期中は、当該条例により定められた定数に相当する数をもつて定数とする。

4 第1項の規定による議員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ、これを行うことができない。

5～10 略

○公職選挙法(昭和25年法律第100号)

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 1～5 略

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域をもつて選挙区とする。

7 第2項、第3項又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9 略

市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに依じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後二年を超えない範囲で当該協議で定める期間

二 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の議会の議員の残任期間に相当する期間

2 前項の規定は、前条第1項又は第2項の協議が成立した場合には適用しない。

3 前条第5項から第7項までの規定は、市町村の合併に際し、その区域の全部又は一部が編入されることとなる合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものが、第1項の規定により引き続き合併市町村の議会の議員として在任することとした場合について準用する。

4 前条第8項の規定は、第1項又は前項において準用する同条第5項の協議について準用する。

先進事例

こうつし 江津市(島根県)

桜江町の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き江津市の議会の議員として在任する。

合併後の最初の選挙は、江津市と桜江町を同一選挙区とし、定数は、24人とする。

かかみがはらし 各務原市(岐阜県)

川島町の議会議員については、合併後、川島地区の住民の意見を新市の行政に反映させるため、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、各務原市の議会議員の残任期間に限り、引き続き新市の議会議員として在任する。

また、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、合併後、最初に行われる新市の議会議員の一般選挙において、定数を増加し、川島町の区域に選挙区(定数2名)を設ける。

函館市(北海道)

(1) 戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、引き続き函館市の議会の議員として在任するものとする。

(2) 合併後、最初に行われる一般選挙においては、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される函館市の議会の議員の任期に相当する期間について、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町を区域とする選挙区を設け、函館市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数各1名を函館市の旧定数に加えた数をもって函館市の議会の議員の定数とするものとする。

はんのうし 飯能市(埼玉県)

名栗村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号の規定を適用し、飯能市の議会の議員の残任期間、飯能市の議会の議員として引き続き在任するものとする。

なお、同法第7条第3項において準用する同法第6条第5項の規定は、適用しないものとする。